

事業名 令和7年度 営業活動等促進支援事業

【目的】

会員企業がおこなう積極的な営業活動等について、その費用の一部を補填することで、地域経済の活性化にむけた取組みを支援する。

【補助対象】

広告宣伝や求人活動（以下 営業活動等）にかかる費用で、次の各号のいずれかに該当するもの。

- （１）新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、webなどのマス媒体上でおこなう営業活動等
- （２）折込みチラシ、パンフレット、のぼり旗の新規制作・周知による営業活動等
- （３）屋外看板、ホームページ、PR・求人動画の新規制作・刷新・公開による営業活動等

＜対象とならないもの＞

- ・営業活動等に寄与しない広報活動の費用（趣味、サークル活動、思想、宗教、政治活動など）
- ・既に実施済み広告等の継続費用（パンフレット等の増刷費用、広告契約の更新、ホームページ等の維持管理費用など）
- ・備品や消耗品等の購入費（編集ソフト、カメラ、パソコン等の機材備品、ノベルティグッズ、名刺、制服や作業着等の制作・購入費用、その他広告宣伝以外にも使用できるもの）
- ・税、通信費、交通費、販売手数料など副次的に発生する費用

【補助対象期間】

令和7年4月1日～令和8年1月31日までに実施または費用精算が済んでいるもの。

但し、期限前に予算額に到達した場合はその日までとする。

（1月31日から3月31日の間に実施するものは、その年の予算執行状況により対応）

【補助額】

商工会予算の範囲内で、

取り組み1件 補助率 1/2（最大）

補助上限額 50,000円 [補助対象（３）は、補助上限 100,000円]

（最大1社あたり、取り組み件数4件 または 補助総額 200,000円まで）

【補助申請の手続き】

（事前申請）

「営業活動等促進支援事業申請書（様式1号）」に必要書類を添えて、事前に豊丘村商工会長へ申請するものとする。

（実績報告）

「営業活動等促進支援事業実績報告書（様式2号）」に必要書類を添えて、事業終了後速やかに、豊丘村商工会長に報告するものとする。（最終提出期限 令和8年1月31日）

【補助額の確定】

実績報告がされた月の翌月20日に補助額を確定する。